

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191  
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として控除できます。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、年末調整や確定申告をする場合には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。納め忘れなどがある場合も、年内に納付すれば今年度分の控除として申請できます。

日本年金機構から証明書が届いたら、申告を行うまで大切に保管してください。

### いつ送付されてくるの？

平成25年1月1日から9月30日までの間に納付された人



11月上旬～

平成25年10月1日から12月31日までの間に今年初めて納付された人



平成26年  
2月上旬～

家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を申告書等に添付して申告してください。

## 住生活総合調査にご協力ください

国土交通省では、住生活基本法に基づき、住生活の安定・向上を図るため、総合的に施策を進めています。その際に必要となる基礎資料を収集するため「平成25年住生活総合調査」を実施します。

調査内容は、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や住居者の意向や満足度などをお聞きします。

住生活の安定・向上のため、みなさんのご協力をお願いします。

■調査期間 11月21日から12月10日まで

■調査対象 10月に実施した住宅・土地統計調査にご協力いただいた世帯から無作為に抽出した世帯

■調査方法 調査員が調査票を世帯ごとに配布・収集



■問い合わせ

建設課 住宅建築係 ☎75-4826

## 障害児福祉手当・特別 障害者手当・福祉手当 の額が改正されます

障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当は、年金と同様に本来の物価水準より1.7%高い水準で支給されています。このため、10月から手当額が0.7%引き下げになります。

※平成26年4月に△0.7%が引き下げられ、平成27年4月に△0.3%が引き下げ予定です

### ■障害児福祉手当

改正前14,280円 → 改正後14,180円

### ■特別障害者手当

改正前26,260円 → 改正後26,080円

### ■福祉手当

改正前14,280円 → 改正後14,180円

### ■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係

☎75-4823

## 佐賀中部広域連合嘱託職員募集のお知らせ

佐賀中部広域連合では、介護保険の事業所訪問調査、指導に従事する嘱託職員を募集しています。

- 1 業務内容 介護サービス事業所の訪問調査、指導および介護サービスを利用している方の自宅への訪問調査等
- 2 募集人員 1人
- 3 雇用期間 平成26年1月1日から平成26年3月31日  
(但し、2か月間は、試用期間となります)  
※勤務成績が良好な場合は、雇用期間を更新します。
- 4 応募条件 介護支援専門員の資格および普通自動車運転免許取得者（A T限定可）  
※車での事業所や利用者宅訪問が可能でパソコンが実務レベルで使用できる人
- 5 勤務形態 月～金曜日（勤務時間9時から17時）
- 6 報酬 月額197,000円
- 7 応募方法 次の書類を揃えて、持参してください。  
(1) 市販の履歴書（顔写真貼付）  
(2) 必要な資格等を証明する書類の写し
- 8 選考方法 面接および筆記試験  
※面接日時、場所については後日ご連絡いたします。
- 9 応募締切 11月29日(金)
- 応募・問い合わせ 〒840-0831 佐賀市松原四丁目2番28号  
佐賀中部広域連合総務課 ☎40-1131